

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人十全会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 愛知県岡崎市六供町字3丁目8番地2
- (3) 設立認可年月日 (昭和)・平成・令和52年2月1日
- (4) 設立登記年月日 (昭和)・平成・令和52年2月1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	三嶋内科病院	愛知県岡崎市六供町字3丁目8番地2	一般病床 44床 療養病床 102床 [医療保険 102床]
診療所	三嶋内科在宅クリニック	愛知県岡崎市六供町字3丁目47番	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
三嶋内科病院ケアプランセンター (居宅介護支援事業)	愛知県岡崎市六供町字3丁目8番地2	
三嶋内科病院通所リハビリセンター (通所リハビリ事業所)	愛知県岡崎市六供町字3丁目47番	

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 5月25日 令和3年度決算の決定

令和4年12月29日	定款変更の承認
令和5年 3月31日	令和5年度の事業計画及び収支予算の決定
"	令和5年度の借入金額の最高限度額の決定
"	令和5年度役員報酬の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

三嶋内科在宅クリニック

三嶋内科通所リハビリセンター

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし。

(9) その他

電話交換機更新

F P D システム導入

超音波診断装置更新

管理棟ガスヒートポンプ更新

通所リハビリセンター改修

法人名 医療法人 十全会

所在地 愛知県岡崎市六供町字三丁目8番地2

※医療法人整理番号 164

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	676,581	I 流動負債	153,965
現金及び預金	428,801	支払手形	24,610
事業未収金	239,689	買掛金	43,042
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	7,677	未払金	43,002
前払費用		未払法人税等	16,000
その他の流動資産	1,812	未払消費税等	4,076
貸倒引当金	△1,400	前受金	
II 固定資産	1,136,315	預り金	23,234
1 有形固定資産	1,007,978	前受収益	
建物	473,577	引当金	
構築物	9,099	その他の流動負債	
医療用器械備品	25,290		
その他の器械備品	8,584	II 固定負債	290,048
車両及び船舶	2,107	医療機関債	
土地	489,318	長期借入金	275,624
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		退職給付引当金	14,424
2 無形固定資産	41,611	その他の固定負債	
借地権	20,314	負債合計	444,013
ソフトウェア	20,238	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,058	科 目	金 額
3 その他の資産	86,725	I 出資金	29,860
有価証券	55,666	II 積立金	1,334,962
長期貸付金		別途積立金	750,800
保有医療機関債		特別償却準備金	2,714
その他長期貸付金		繰越利益積立金	581,447
役職員等長期貸付金		III 評価・換算差額等	4,059
長期前払費用	29	その他有価証券評価差額金	4,059
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	31,029	純資産合計	1,368,882
資産合計	1,812,896	負債・純資産合計	1,812,896

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人 十全会

所在地 愛知県岡崎市六供町字三丁目8番地2

※医療法人整理番号 164

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,598,510
2 事業費用	1,639,901
(1)事業費	1,639,901
(2)本部費	
本来業務事業損失	41,391
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	24,085
2 事業費用	22,038
附帯業務事業利益	2,047
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
収益業務事業利益	
事 業 損 失	39,344
II 事業外収益	
受取利息配当金	4,161
その他の事業外収益	125,633
III 事業外費用	
支 払 利 息	2,750
その他の事業外費用	3,598
経 常 利 益	6,348
IV 特 別 利 益	
固定資産売却益	1,130
その他の特別利益	
V 特 別 損 失	
固定資産売却損等	5,742
その他の特別損失	
税 引 前 当 期 純 利 益	5,742
法人税・住民税及び事業税	
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益	79,489
	16,782
	62,707

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 十全会

所在地 愛知県岡崎市六供町字三丁目8番地2

※医療法人整理番号 164

財 産 目 錄

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,812,896 千円
2. 負 債 額	444,013 千円
3. 純 資 産 額	1,368,882 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	676,581
B 固定資産	1,136,315
C 資産合計 (A+B)	1,812,896
D 負債合計	444,013
E 純資産 (C-D)	1,368,882

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

監事監査報告書

医療法人 十全会
理事長 三嶋 智雅子 殿

私は、医療法人十全会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月16日

医療法人 十全会

監事 柴田 匡司